

大月市障害福祉協力隊支援機関募集要項

1. 公募の名称 大月市障害福祉協力隊支援機関募集

2. 公募の趣旨

大月市障害福祉協力隊推進事業実施要綱に基づき、市内に拠点を置く障害福祉事業を行う障害福祉関係法人等を市長が委嘱する障害福祉協力隊員の支援機関として選定し、当該支援機関に障害福祉協力隊員の募集、選考、支援等を委託することによって、障害福祉協力隊員が行う障害福祉協力活動等を通じて、本市の障害福祉を共に担えるような人材を育成し、地域に定着させ、もって本市の障害福祉の推進を図ることを目的とした本事業を円滑に実施する。

3. 事業内容

大月市障害福祉協力隊推進事業実施要綱に基づく、

- (1) 障害福祉協力隊員の募集及び選考に関する業務
- (2) 障害福祉協力隊員の障害福祉協力活動等の支援に関する業務
- (3) 障害福祉協力隊員の住居や障害福祉協力活動等のために必要な場所、機会、移動手段等の確保に関する業務
- (4) 障害福祉協力隊員が行う障害福祉協力活動等に関する経費の会計処理に関する業務
- (5) 本事業の取り組み状況、活動実績及び成果等についての情報発信に関する業務

詳細は、大月市障害福祉協力隊推進事業実施要綱 及び
大月市障害福祉協力隊推進事業実施要領 による。

4. 公募する大月市障害福祉協力隊支援機関の数 1 事業所

5. 委託料

3. 事業内容を実施するために必要最小限の経費で、支援機関応募企画提案書 9 委託費の使用内容の額とし、2, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む額。) ただし、委託の期間が 1 年に満たない場合は、必要月数に 1 6 6, 0 0 0 円を乗じた額を上限とする。

なお、上限の額を超えた企画提案書は受理しない。

6. 応募要件

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 大月市内において事業を行う障害福祉関係法人であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 事業者及び代表者は、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに所在地市町村等が課税する市町村民税等を滞納していない者であること。
- (5) 3. 事業内容について、十分に遂行能力を有し、適切な執行体制を有する者であって、本市の指示に柔軟に対応できる者であること。

- (6) 事業者並びに代表者又は役員等関係者が、暴力団、暴力団関係企業（反社会的勢力）若しくはこれらに準ずる者又は構成員でないこと。

7. 応募方法

必要書類を、市の指定する期間内に、大月市役所福祉介護課へ届け出る。

(1) 提出書類

- ア 大月市障害福祉協力隊推進事業支援機関申請書（様式1）
- イ 支援機関応募企画提案書（別紙1）
- ウ 法人の定款（最新のもの）
- エ 登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後3月以内のもの）
- オ 6 応募要件(4)の直近の納税証明書
- カ 直近3年間の決算書類（貸借対照表、損益計算書）

※ その他注意事項

- ・応募に要する費用は事業者の負担となります。
- ・市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出書類の体裁は、ページ下中央にページ番号及び右側にインデックスを付け、バインダー等で綴じてください。

(2) 提出部数

各8部（正本1部 副本7部）副本は写し可
提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

(3) 提出（応募）期間

令和7年6月2日（月） ～ 令和7年6月18日（水）
（午前9時～午後5時の間）

(4) 提出方法及び提出先

大月市役所福祉介護課障害者支援担当へ持参

(5) 問い合わせ先

大月市役所 福祉介護課 障害者支援担当
tel : 0554-23-8031 fax : 0554-22-6422
E-mail : shougai-19206@city.otsuki.lg.jp

8. 審査及び選考

応募者の事業への考え方、取り組み、業務内容等を次によって判断することとして、別に定める大月市地域おこし協力隊受入事業者募集要領に基づき支援機関候補を選定する。

(1) 支援機関候補の選定方法

- ア 支援機関候補の選定は審査基準に基づき、大月市役所企画財政課にて審査を行います。
- イ 審査方法は書類審査といたします。審査は提出書類によって事業に対する考え方、障害福祉協力隊員の障害福祉協力活動等への支援の内容並びに定住、定着など項目毎に審査するため、記載に漏れや記載を省略することが無いように注意してください。記載がないような場合には選考外となることもあります。なお、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを行う場合があります。（この場合、日時を設定し連絡します。）
- ウ 審査結果に対する異議は受け付けません。

- エ 審査の結果、支援機関候補なしとする場合があります。
- オ 支援機関への応募がない場合及び支援機関候補が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合があります。

9. スケジュール（予定）

令和7年6月 2日	大月市障害福祉協力隊支援機関の公募
～6月18日	※市ホームページ、市庁舎内掲示にて周知
令和7年6月20日	選定委員による支援機関候補選定
	※ヒアリング実施の場合有
業務委託契約締結後	障害福祉協力隊員募集、選考
	※支援機関による
隊員委嘱決定後	大月市障害福祉協力隊員に委嘱
	※委嘱状交付式
障害福祉協力隊員委嘱後	障害福祉協力活動等への支援開始
	※支援機関による

10. 選考結果の通知

- 選考結果は、全ての応募者に対し書面により通知する。
- なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

11. 契約に関する事項

- (1) 決定支援機関と本市が協議し、支援機関応募企画提案書による内容を基本として、事業の委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合、決定支援機関の提案に対して内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。
- (2) 委託期間 契約の日から令和8年3月31日
※事業実施期間は、令和7年6月1日から令和10年6月30日までとする。
※障害福祉協力隊員の委嘱期間は1年とする。ただし3年を限度に延長することができる。

12. 応募の失格

- 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- (1) 必要な書類を期限までに提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募要件を満たさなくなった場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合（実施の場合）

- ※ 支援機関応募企画提案書9 委託費の使用内容が募集要項5 委託料に定める上限額を超える提案は受理できません。